

令和元年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

令和元年九月十日（火曜日）

出席委員（十四名）

委員長 吉村 忠男

副委員長 前田 信一

委員 阿部 祐己

奈良 完治

小野 稔

相馬 勝治

佐々木 政美

浅利 直志

五十嵐 忍

奈良岡 文英

藤林 公正

工藤 健一

横山 哲英

野呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平田 博幸

副町長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	兵藤 範 明
財政課長	三上 孝 之
経営戦略課長	葛西 昭 仁
税務課長	榊 淳 一
住民課長	森 篤
福祉課長	久保田 整
農政課長農委事務局長併任	佐々木 泰 人
建設課長	神 昭 彦
上下水道課長	阿部 悟
会計管理者・会計課長	工藤 峰 靖
監査委員	欠 席
選管委員長	加福 孝 二
農業委員会会長	野呂 廣 志
教育長	羽賀 義 易
学務課長	清野 健 志
生涯学習課長	高木 秀 光
学校給食センター所長	清水 裕 行

事務局職員出席者

事務局 長

藤 田 伸

主 幹

佐 藤 健

審 査 日 程

議案第五十五号 平成三十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 令和元年九月十日

開 議 午前十時

○委員長（吉村忠男君）

皆さん、おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。局長。

○事務局長（藤田 伸君）

事務局から報告いたします。説明員として出席依頼しておりました神 忠勝監査委員より所用のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それから、新聞社から写真撮影の依頼がありました。撮影日はあした、決算特別委員会終了後を予定しています。撮影に当たっては上着とネクタイを準備してくださいとのことでしたので、ご報告いたします。

○委員長（吉村忠男君）

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

（「委員長」の声あり）横山委員。

○横山哲英委員

代表監査委員が欠席の場合は、議選の監査委員が監査委員の席に着席すると思えますけれども、どうですか。

○委員長（吉村忠男君）

どのようになさいますか。（「異議なし」「調べねばまいねな」「休憩」の声あり）

休憩にします。

休 憩 午前十時一分

再 開 午前十時九分

○委員長（吉村忠男君）

休憩を取り消し会議を開会いたします。

さっき横山委員から質疑されました代表監査の件ですけれども、小野 稔委員に監査委員の席に着任していただきます。どうぞ。

〔六番 小野 稔委員 監査委員席へ着席〕

○委員長（吉村忠男君）

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十五号平成三十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から議案第六十号平成三十九年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの六件であります。

議案の説明のため、理事者及び説明員の出席を求めています。

初日の本日は、議案第五十五号平成三十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を審査いたします。

二日目は、議案第五十六号平成三十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を初め、全部で五件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十五号平成三十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者・会計課長（工藤峰靖君）

それでは、議案第五十五号平成三十年藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説明申し上げます。

お手元に平成三十年藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。なお、金額につきましては、歳入は収入済額、歳出は支出済額にてご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、三百九十三ページからの決算説明資料につきましてもあわせてご参照いただければと思います。

それでは、十三ページをお開き願います。歳入総額は八十六億六千六百六十二万円余りとなりました。

十七ページをお開き願います。歳出総額は八十五億一千七百七万円余りとなり、歳入から歳出を差し引いた額は一億五千五十五万円余りとなったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額一千九十八万円余りを差し引いた実質収支額は一億三千九百五十六万円余りとなるものであります。実質収支額のうち、地方自治法第二百三十三条の二の規定により、財政調整基金へ一億円を繰り入れし、残りの三千九百五十六万円余りを翌年度へ繰り越しするものであります。

それでは、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書によりその主なものについてご説明させていただきます。二十二、二十三ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。第一款町税は、調定額が十二億七千六百六十八万円余りに対しまして、収入済額が十一億四千六百三十三万円余り、収納率は九四・九％、歳入に占める割合は一三・二％、前年度との比較ではマイナス〇・四％の四百五十六万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項町民税が五億二千五十四万円余り、前年度との比較ではマイナス〇・二％の一二五万円余りの減、第二項固定資産税が四億六千七百五十三万円余り、前年度との比較ではマイナス〇・八％の三百九十七万円余りの減、第三項軽自動車税が五千三百九十三万円余り、前年度との比較ではプラス三・一％の百六十万円余りの増、第四項町たばこ税が一億四百三十二万円余り、前年度との比較ではマイナス〇・九％の九十三万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第二款地方譲与税が七千四百四十万円、歳入に占める割合は〇・八％、前年度との比較ではプラス一・五％の百四万円余りの増となったものであります。

第六款地方消費税交付金が二億六千四百六十五万円余り、歳入に占める割合は三・一％、前年度との比較ではプラス七・四％の一千八百二十一万円余りの増となったものであります。

次のページをお開き願います。第九款地方交付税が三十二億九千二百七十九万円余り、歳入に占める割合は三八・〇％、前年度との比較ではマイナス三・五％の一億一千八百九十七万円の減となったものでございます。内訳としましては、普通交付税が三十億六千四百七十一万円余り、特別交付税が二億二千八百八万円余りであります。

第十一款分担金及び負担金は、調定額が一億二千六百七万円余りに対しまして、収入済額が一億二千五百五十九万円余り、収納率は九九・六％、歳入に占める割合は一・五％、前年度との比較ではマイナス二四・一％の三千九百九十六万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第十二款使用料及び手数料は、調定額が五千八百万円余りに対しまして、収入済額が五千百一万円余り、収納率は八七・九％、歳入に占める割合は〇・六％、前年度との比較ではマイナス一・一％の五十九万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第十三款国庫支出金が、十一億一千三百五十三万円余り、歳入に占める割合は一二・九％、前年度との比較ではマイナス六・九％の八千三百四万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項国庫負担金が六億六百一十一万円余り、これは第一目民生費国庫負担金一節の障害者自立支援給付費負担金のほか、次のページをお開き願います。三節の保育所運営費負担金、四節の児童手当負担金が主なものであります。第二項国庫補助金が五億二百九十四万円余り、主なものとしましては、第二目民生費国庫補助金三節の保育所等整備事業費補助金のほか、第三目土木費国庫補助金一節の社会資本総合整備交付金が主なものであります。

次のページをお開き願います。第十四款県支出金が五億二千七百七十六万円余り、歳入に占める割合は六・一％、前年度との比較ではマイナス三七・四％の三億一千四百九十四万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項県負担金が三億四千五百四十七万円余り、これは第一目民生費県負担金二節の障害者自立支援給付費負担金のほか、次のページをお開き願います。三節並びに四節の保険基盤安定負担金、五節の保育所運営費負担金、六節の児童手当負担金が主なものであります。

第二項県補助金が一億五千六百七十万円余り、主なものとしましては、第四目農林水産業費県補助金が一億四百二十五万円余り、次のページをお開き願います。これは一節の多面的機能支払交付金、担い手確保・経営強化支援事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金が主なものであります。

第三項委託金が二千五百五十八万円余り、これは第一目総務費委託金二節の県税徴収取扱委託金が主なものであります。

次のページをお開き願います。第十五款財産収入が七千四百七十六万円余り、歳入に占める割合は〇・九％、前年度との比較ではプラス二九五・七％の五千五百八十七万円余りの増となったものであります。次のページをお開きください。これは、第二項財産売払収入第一目不動産売払収入一節の保育所用地売払収入によるものであります。

第十六款寄附金が七千九百四十四万円余り、歳入に占める割合は〇・九％、前年度との比較ではプラス七七・〇％の三千四百五十五万円余りの増となったものであります。

第十七款繰入金が一億三千四百三十万円余り、歳入に占める割合は六・二％、前年度との比較ではプラス七・四％の三千六百九十三万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第二項基金繰入金が五億一千六百二十万円であります。

次のページをお開きください。第十八款繰越金が六千八百八十三万円余り、歳入に占める割合は〇・八％、前年度と

の比較ではマイナス四三・八%の五千三百五十四万円余りの減となったものであります。

第十九款諸収入が七千九百四十五万円余り、歳入に占める割合は〇・九%、前年度との比較ではマイナス一・八%の一千百六十七万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、次のページをお開き願います。第五項雑入が六千五百五十九万円余り、これは第四目雑入一節の競輪交付金、三節の、次のページをお開き願います。原子力施設立地振興対策事業助成金が主なものであります。

なお、その他雑入六百五十万円余りの詳細につきましては、別に配付してございます平成三十年度雑入・予備費充用に関する資料をご参照いただきたいと思います。

第二十款町債が十一億九千八百四十万円、歳入に占める割合は一三・八%、前年度との比較ではマイナス五・九%の七千五百八十万円の減となったものであります。主なものとしましては、第一目総務債が六億三百四十万円、これは役場本庁舎機能強化事業に係る事業債が主なものであり、第三目土木債が一億六千百万円、これは公営住宅建設事業に係る事業債が主なものであり、次のページをお開き願います。第五目教育債が一億九千三百九十万円、これは常盤生涯学習文化会館整備事業に係る事業債が主なものであります。

以上、歳入の収入済額合計が八十六億六千六百六十二万円余り、前年度との比較ではマイナス六・一%の五億五千七百七十八万円余りの減となったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。五十六、五十七ページをお開き願います。第一款議会費が八千七百六十八万円余り、これは議員報酬などの経常経費が主なものであり、歳出に占める割合は一・〇%、前年度との比較ではマイナス三・一%の二百八十三万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第二款総務費が十八億三千八百九十三万円余り、歳出に占める割合は二一・六%、前年度との比較ではマイナス三・四%の六千四百六十九万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、

第一項総務管理費が十七億四百十九万円余り、内訳としましては、第一目一般管理費が四億七百万円余り、これは一般職と特別職の給料や職員退職手当組合負担金などの人件費が主なものであります。

六十二、六十三ページをお開き願います。第二目財政管理費が三億八千七万円余り、次のページをお開き願います。これは二十五節の公共施設等整備基金などへの積立金が主なものであります。第四目財産管理費が六億八千五百七十六万円余り、これは十三節の、次のページをお開き願います。役場本庁舎機能強化工事監理業務などの委託料や十五節の役場本庁舎機能強化工事費のほか、庁舎の維持管理費用が主なものでございます。次のページをお開き願います。第五目企画費が一千九百九十万円余り、これは十九節の津軽広域連合総務費負担金、まつり実行委員会補助金、ふじさき地域活性化助成金が主なものであります。次のページをお開き願います。第八目電子計算費が八千十一万円余り、これは十三節の社会保障・税番号制度システム整備業務や総合行政システム保守業務、次のページをお開き願います。新元号対応業務などの委託料が主なものであります。第十目出張所費が二千五百十五万円余り、これは一般職員の人件費が主なものでございます。次のページをお開き願います。第十一目駅業務費が一千四百四十二万円余り、これは十三節の北常盤駅管理運営業務などの委託料が主なものであります。第十二目地方創生推進費が七千九百六十九万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節のふじさき食産業創造拠点施設指定管理料などの委託料のほか、十五節の食彩ときわ館増改築工事費やふじさき食産業創造拠点施設駐車場舗装工事費が主なものであります。

第二項徴税費が九千七百六十八万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十三節の固定資産地番図加除修正画地見直し業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第三項戸籍住民登録費が三千三百七十一万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。

八十四、八十五ページをお開き願います。第三款民生費が二十四億五千九百九万円余り、歳出に占める割合は二八・

九%、前年度との比較ではプラス一〇・七%の二億三千八百六十万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項社会福祉費が十二億四千五百二十九万円余り、内訳としまして第一目社会福祉総務費が一億一千百六十二万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の福祉バス運行業務などの委託料や十九節の南黒地方福祉事務組合負担金、次のページをお開き願います。町社会福祉協議会補助金が主なものであります。第三目老人福祉費が一千百九十八万円余り、次のページをお開き願います。これは十九節の町老人クラブへの補助金や二十節の施設入所者への老人措置費が主なものであります。第四目障害者福祉費が四億六百四十四万円余り、次のページをお開き願います。これは二十節の障害者福祉サービス費等給付費や障害児通所給付費、更生医療給付費が主なものであります。第五目老人福祉センター費が一千百九十八万円余り、これは十三節の町老人福祉センター指定管理料が主なものであります。第六目重度心身障害者福祉費が一千二百七十三万円余り、次のページをお開き願います。これは二十節の重度心身障害者医療費給付費が主なものであります。第七目国民健康保険整備費が一億七千二百四十四万円余り、これは二十八節の保険基盤安定繰出金、職員給与費等繰出金が主なものであります。第八目後期高齢者医療整備費が二億二千八百五十九万円余り、これは二十八節の保険基盤安定繰出金、療養給付費繰出金が主なものであります。第九目介護保険整備費が二億八千三百八十八万円余り、これは二十八節の職員給与費等繰出金、現年度分介護給付費繰出金が主なものであります。

第二項児童福祉費が十二億一千三百八十万円余り、主なものとしましては、第一目児童福祉総務費が三億六千九百十二万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の学童保育運営業務などの委託料や、次のページをお開き願います。十九節の社会福祉法人つくし会認定こども園整備及び社会福祉法人しらかば会保育園増改築に係る保育所等整備事業費補助金が主なものであります。第二目児童措置費が八億三千二百五十七万円余り、これは十三節の地域子ども・子育て支援事業委託料や二十節の保育所運営費及び児童手当が主なものであります。第三

目ひとり親家庭等福祉費が一千二百十万円余り、これは二十節のひとり親家庭等医療費給付費が主なものであります。

次のページをお開き願います。第四款衛生費が四億四千十万円余り、歳出に占める割合は五・二％、前年度との比較ではマイナス三・三％の一千四百九十八万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項保健衛生費が二億七千三百六十七万円余り、内訳としましては第一目保健衛生総務費が四千六百三十七万円余り、これは安全な妊娠・出産・育児の保健指導や健康診査のための一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の妊婦健診業務などの委託料や十九節の弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター運営費補助金が主なものであります。第二目保健施設費が三千九百八十四万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開き願います。第三目予防費が一億一千六百四十三万円余り、これは十三節の予防接種業務や医療個別健診などの委託料が主なものであります。次のページをお開き願います。第五目乳幼児及び子ども医療費給付費が五千四百五十万円余り、これは二十節の乳幼児及び子ども医療費等給付費が主なものであります。

百十、百十一ページをお開き願います。第二項清掃費が一億六千六百四十二万円余り、これは十三節のごみ収集運搬業務などの委託料や十九節の一部事務組合に対する負担金が主なものであります。

次のページをお開き願います。第六款農林水産業費が四億四千四百二十八万円余り、歳出に占める割合は五・二％、前年度との比較ではマイナス四〇・二％の二億九千八百六十七万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目農業委員会費が三千二百六十二万円余り、これは委員報酬や一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開き願います。第二目農業総務費が六千四百三十万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開き願います。第三目農業振興費が八千六百三万円余り、これは十九節の担い手確保経営強化支援事業費補助金や、次のページをお開き願います。農業次世代人材投資事業給付金、環境保全型農業直接支払交付金など、農業経営を支援するための補助金が主なものであります。第五目農地費が九千二百三十九万円余り、次のペ

ージをお開き願います。これは十九節の福島及び福館地区ほ場整備事業負担金や多面的機能支払交付金が主なものであります。第六目農業集落排水事業費が一億六千四百八万円余り、次のページをお開き願います。これは農業集落排水事業会計に対する負担金、補助金及び出資金であります。

第七款商工費が二千八百十一万円余り、歳出に占める割合は〇・四％、前年度との比較ではプラス三・三％の九十万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第二目商工振興費が一千三百七十四万円余り、次のページをお開き願います。これは十九節の町商工会補助金やプレミアム付商品券発行補助金が主なものであります。第三目観光費が一千三百八十万円余り、これは十三節のふじさきグルめぐりスタンプラリーやふじワングランプリの運營業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。第八款土木費が七億六千八百四十万円余り、歳出に占める割合は九・〇％、前年度との比較ではマイナス一・二％の九千六百五十三万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目土木総務費が七千四百六十三万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十九節の若者移住すまいづくり補助金が主なものであります。

第二項道路橋梁費が三億二千三百六十五万円余り、内訳としましては、第一目道路維持費が六千十八万円余り、これは十一節の光熱水費や十五節の防雪柵設置等工事費及び町道等整備費が主なものであります。次のページをお開き願います。第二目道路新設改良費が一億二千二百六十一万円余り、これは一般職員の人件費のほか、十三節の町道整備測量調査等業務委託料や十五節の町道等整備費が主なものであります。次のページをお開き願います。第三目除雪事業費が一億四千八十五万円余り、これは生活道路確保のための除排雪費用であり、十三節の除雪業務委託料や十四節の除排雪車輛借上料、十八節の除雪機購入費が主なものであります。

第三項都市計画費が一億四千三百四十八万円余り、次のページをお開き願います。主なものとしましては、第二目下

水道事業費が一億四千三十五万円で、これは下水道事業会計に対する負担金、補助金及び出資金であります。

第四項住宅費が二億二千六百六十二万円余り、これは十三節の町営住宅建築工事監理業務などの委託料や、次のページをお開き願います。十五節の町営住宅等整備費が主なものであります。

第九款消防費が二億六千五百十万円余り、歳出に占める割合は三・一％、前年度との比較ではプラス一・四％の二千七百十五万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目常備消防費が二億九百二十二万円余り、これは弘前地区消防事務組合の負担金であります。第二目非常備消防費が三千六百十七万円余り、これは一節の消防団員の報酬や、次のページをお開き願います。十九節の区市町村総合事務組合負担金（消防）が主なものであります。第三目消防施設費が一千八百六十三万円余り、これは十八節の小型動力ポンプ付積載車購入費が主なものであります。

次のページをお開き願います。第十款教育費が八億三千四百三十九万円余り、歳出に占める割合は九・八％、前年度との比較ではマイナス二二・七％の二億四千四百九十六万円余りの減となったものであります。第一項教育総務費が二億九千七百六十四万円余り、主なものとしましては、第二目事務局費が一億四千百四十七万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の中学生海外派遣事業や、次のページをお開きください。スクールバス運行業務などの委託料のほか、十八節のICT機器購入費や十九節の小中学校各種県大会等出場費補助金、二十節の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が主なものであります。第三目給食センター費が一億五千五百四十四万円余り、次のページをお開き下さい。これは一般職員の人件費のほか、十一節の賄材料費や十三節の学校給食配送業務委託料など、学校給食業務に関する費用であります。

次のページをお開き願います。第二項小学校費が八千四百七十四万円余り、内訳としましては、第一目藤崎小学校費が二千六百九十一万円余り、これは一般職員の人件費のほか、十一節の、次のページをお開き願います。光熱水費など

の需用費や十五節の藤崎小学校ブロック塀解体工事費が主なものであります。第二目藤崎中央小学校費が三千三百九十九万円余り、次のページをお開き願います。これは一般職員の人件費のほか、十一節の燃料費などの需用費や、次のページをお開き願います。十五節の自動火災報知設備機器修繕工事費が主なものであります。第三目常盤小学校費が二千三百八十四万円余り、これは職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や、次のページをお開き願います。十五節の常盤小学校防塵ネット設置工事費が主なものであります。

第三項中学校費が五千四十二万円余り、内訳としましては、第一目藤崎中学校費が二千九百三十一万円余り、次のページをお開き願います。これは職員の人件費のほか、十一節の燃料費、光熱水費などの需用費や十三節の校舎等清掃業務やコンピューター設備保守業務などの委託料が主なものであります。次のページをお開き願います。第二目明德中学校費が二千百一十一万円余り、これは職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の警備業務や校舎清掃業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。第四項社会教育費が四億百五十八万円余り、主なものとしましては、第一目社会教育総務費が一億三千百九十五万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の町文化センター等指定管理料や十九節の町文化センター等維持管理補助金、次のページをお開き願います。町文化協会などへの団体補助金が主なものであります。次のページをお開き願います。第四目保健体育費が三千五百七十三万円余り、これは十三節のスポーツプラザ藤崎等指定管理料や十九節のスポーツプラザ藤崎等維持管理補助金、次のページをお開きください。県民体育大会実行委員会などへの団体補助金が主なものであります。第五目文化センター管理運営費が一千三百三十七万円余り、これは十三節の清掃業務や舞台機器操作業務などの委託料が主なものであります。第七目生涯学習文化会館管理運営費が二億八百四十万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の常盤生涯学習文化会館整備工事監理業務などの委託料や十五節の常盤生涯学習文化会館整備工事費が主なものであります。

次のページをお開き願います。第十二款公債費が十三億四千四百九十二万円余り、歳出に占める割合は一五・八%、前年度との比較ではマイナスイ・〇%の一千三百四十八万円余りの減となったものであります。第一項第一目元金が十二億七千百三十一万円余り、第二目利子が七千三百六十一万円余り、これは財務省や青森銀行などへの元利償還金であります。

次のページをお開き願います。第十三款予備費の各款への充用額が一千二百四十四万円余りであります。なお、備考欄に記載の充当内容につきましては別に配付してございます平成三十年度雑入・予備費充用に関する資料をご参照していただきたいと思っております。

以上、歳出の支出済額合計は八十五億一千百七万円余り、前年度との比較ではマイナス五・二%の四億六千九百五十万円余りの減となったものであります。

これで平成三十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わりますが、各委員からのご質問に対しては担当部署よりお答えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

決算の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。これから質疑を行います。十三番浅利委員。

○浅利直志委員

教育予算にかかわる決算についてお聞きいたします。ページ数は百五十五ページでございます。済みません。ページ数について訂正させていただきます。百四十五ページです。申しわけないです。その中で要保護及び準要保護児童生徒就学援助費というのが一千四百七万円ほど支出されておりますけれども、子供の貧困や、あるいは経済的な理由によって教育を受ける機会を減少させるようなことがないようにというようなことで就学援助制度があるわけですが、

この準要保護児童生徒への就学援助費の要保護及び準要保護児童の援助費の内容をまず、どのように執行されてきたのかについてお示し願いたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。どのように執行してきたかといいますのは、例えばその支給時期とかということまでも含めてでしょうか。（「はい」の声あり）まずは実績であります。学用品費が二百四十四万九千二百六十八円で百五十五人です。それから、新入学用品費が百十二万五千四百四十円で五十人と。それから、通学用品費が二十三万八千七百五十七円で百二十五人。それから、修学旅行費が二百九十三万六千五百九十五円で四十二人。それから、校外活動費の泊まりなしが九万一千四百三十七円で八十一人。それから、校外活動費の宿泊ありが四千四百五十四円で一人。それから、医療費が四万三百九十円で五人。それから、給食費が七百四十八万七千三百八十円で百五十四人。これはいずれも延べの人数であります。それで、総計で一千四百七万三千四百二十一円、延べ人数で六百十三人です。

それから、中学校の新入学用の用品費は昨年度は三月に支給しております。小学校は四月に支給しております。以上です。（「小学校、何月」の声あり）小学校は四月に支給しております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

教育委員会にまた質問いたします。百五十七ページ、きのうの常任委員会でもちょっと話題になりましたけれども、校庭の防じんネットの工事、おかげさまで幾らかは緩和されましたけれども、まだまだ飛散状態がすごいです。百十八

万円ほどのネット工事をやりましたけれども、これでよしではないですよ。あの状態を見て、教育長でもよろしいし、学務課長でもよろしいです。これからまだまだああいう状態にしておくのか、それともまた見直しするとか、どう考えておりますか。よろしくをお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

委員ご指摘のとおりです。学務課でも春先にちょうど、ちょうどと言えば語弊がありますがけれども、砂が舞っているときに急遽その施工した業者を呼びまして、現場をその場で見てもらって事の重大さを認識してもらいまして、その解決策として三案ほど提案いただきました。ただ、その金額を見るとかなりな金額になりますので、それもあわせてですけども、そのほかにいいアイデアがないか、ちょっと腹案というか、そういうのは多少はまだあるんですけども、確定したものではないですが、来年度に向けて今までとは、さらに効果があるような施策をちょっと講じていきたいなと思っています。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

腹案が三件ほどあると言いましたけれども、それは今公表できないですか。教育委員会として学務課としてどういう考え、構想があるのか、もし説明できれば説明してほしいです。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

腹案といいますか、実際に提案いただいたのは三つで、あと一つ、ちょっとまだ確定してはいないものを考えております。それが一番経費は恐らく少なくて済むのではないかとおられますが、やはり経費が少なくなる分、当然人力を要する部分も多くなると思いますので、それを学校の用務員の方もしくは教頭先生とか、例えば動員することになるとは思われますので、後の協議は必要かと思っています。

ただ、その業者のほうで示された案を今ここでお伝えしますと、防じん剤を混入して表面を混合して、それから表面処理をするというのが、常盤小のグラウンドの広さは一万七千平米ありまして、平米当たりの今申しました単価が千円です。ですから、その工事費全体では一千七百万円ほどという見込みです。次に、天然芝です。これが平米当たり四千元と。総額で六千八百万円ほど。それから、人工芝が平米当たり一万六千五百円で二億八千五百万円という提示を受けています。ただ、冒頭に申しましたように金額がちょっと膨大になりますので、そこはいろいろ協議しながら検討していきたいと思っています。以上です。（「委員長、最後です」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

私もそのグラウンドの状況を見てきました。用務員の方、そして教育委員会の職員の方、大変苦勞して作業されているのを見てきましたので、なるべく早く、早急に対処していただきたいと思います。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

そのほか質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

先ほどの要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、三月支給に、支給時期としては以前五月だとかの状態であったものが、入学時にかかるわけですので三月支給だとかが可能になったということに前進したことについては評価しているところですが、そのほかに例えば先ほど品目別の通学用品だとか修学旅行費だとかの宿泊ありの助成措置だとか、品目別に説明なされたんですけれども、今、就学援助を受けている人、学校別でなくていいので、小学校では何人で中学校では何名なのかということ。そして、これはあくまでも申請に基づいてやっているのか。そして、福祉課だとか、そういう担当課と連携しながら、その必要な人には連携しながら何というか、対象になるんですよという説明をしていらっしゃるのか。その辺がどういうふうな内容になっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。どういう取り組みになっているのかということについてお聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。まず、就学援助を受けている人数であります。小学校が実人員で九十四人、中学校が九十五人で合わせて百八十九人です。そして、就学援助につきましては、あくまでも申請という形になります。ただ、委員がおっしゃったように福祉課とか住民課とか、そういうところと連携はしてやっております。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

百六十三ページの部活等補助金のちょっと関連ですので、もしだめあれば委員長、ストップをかけてください。小学校に例をとりますと、常盤小学校に野球部があります。明德中学校では野球部が今、休部状態です。きょうの朝刊にも

弘前の例が出ていました。小学校である部活、同じ地区の中学校にないところは地域外入学を認めますという、きょうも朝刊にありました。弘前です。小学校で頑張って、野球を例にとります。頑張って部活をやって、常盤小学校から明德中学校に進学しましても、受ける部活がないんです。それを教育委員会としてどのように考えておりますか。教育委員会でなくても、町長でもよろしいです。どちらでもよろしいです。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

部活を、例えば野球部をつくるというのは、教育委員会でああせい、こうせいと言うことではなく、学校側でそういう部を創設するということになります。ただ、議員がおっしゃる現状でありますけれども、現に明德中学校の生徒が藤崎中学校の野球部の練習に参加しております。去年の夏休み期間中だったようですけれども、現在では参加はしていないようですけれども、一名が参加しておる現状があります。そういう実態を踏まえて、南地方の校長会でもそういう子供たちを大会に出していいものかという議論にもなったようで、さすがにそこはそこの学校の子供、実際にそこに在籍している子供の出場機会をそぐということになるので、練習は参加はいいですけれども、大会はやっぱり参加させないべきだろうという結論になったようです。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

いや、私もそれは把握しています。何か行って迷惑するんじゃないかと。明德中学校の生徒が藤中に来て、練習して試合に出れば、一人が補欠に回るんですよ。うまい生徒です。去年来た、藤中に、野球が好きで好きでどうにもならな

いぐらい好きな生徒であったみたいですので、これは弘前市のとおり、どうして、野球をやりたいならば藤崎中学校へ編入なり、そういったものを明確にしてもいいんじゃないかと思えますけれども、教育長の意見どうです。

○委員長（吉村忠男君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

委員ご指摘のように、子供たちの要望といいますか、大変多様化している時代になってきました。それに対応して学校現場でその多様性にどれぐらい対応できるかというふうなことになりますと、教員数の関係ですとか、部活動を簡単に新設するというふうな状況ではないのも実情です。それで、けさの新聞にありましたように、弘前市では部活動を理由として学区外の就学を認めるという方針を出しました。市部では、新聞によると十市中七市ではもう既に行っているというふうな状況でしたけれども、本町は学区外を認める要綱には部活動の要綱はございません。それに関して今まで教育委員会等でも検討したことはございませんので、今のようなご指摘をもとに教育委員会内で再度検討させていただき、子供たちの意欲を本当にそがないような対応をしていきたいと考えておりました。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

大変心強い答弁、ありがとうございます。というのは、野球をやりたいとやって、明德に行っても野球をやれないと。それで、藤崎桜城に、ことしの六年生も二人行く予定だと聞いています。だから、相撲をとる土俵に上がれない子供たち、相撲をとれないんですよ。そういうの、みんな一緒に仲間と野球をやっていくのはやまやまだと思います。ですので、何とか復部を、明德中学校の野球部は休部だそうです。廃部でないそうです。だから、復部を強く要望いた

します。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百二十一ページの農林水産業費の農地費の十九節多面的機能支払交付金四千三百三十五万円余り、これについて伺いますけれども、これは従来の農地・水・環境保全交付金の制度が変わっての、名称が変わっての交付金になったかと思えますけれども、この活動に取り組んでいる地域は町内でどのぐらいあるのか、その点について伺います。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。十六組合あります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今のこの事業があと三年ぐらいかと思っていましてけれども、これが終了した時点でまた新たに活動に取り組む組織を募集するのか。それから、その交付単価の積算根拠はどうなっていくのか。その点について伺います。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

この事業は令和三年度で終了しますが、今後については当然、財政負担もあるわけです。新しくやりたい組織があれば、そこでまた検討もしくは追加ということになるかと思えますけれども、今、令和三年で終了とすることで今の十六組織においては当初の計画、あるいは五年間だけでも五年後の計画の予算というものもありますので、その辺は新規の方が出た場合はまた財政当局と相談して今後の対応を進めてまいります。

あと、単価については、国が二分の一、県が四分の一で町が四分の一ということで予算はあるんですけども、単価的なものについてはその組織でこれを、例えば泥上げをやる、あるいは花を植えるとかで若干違いますので、今はその単価はちょっと私、手元に資料がございませんけれども、単価がありますけれども、そういう組織の活動によって配分してございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今の答弁からすると、では活動組織のほうから請求があって、それに対して予算をつけるということですか。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

ええ、各組織のやりたいもの、例えば泥上げ、水路の補修、そういう年間の計画がありますよね。その計画に沿ったものでみんな、それぞれの組織で上がったものに対して予算配分ということになります。（「最後です」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ちょっと勘違いかもしれませんが、一反歩四千元でその地区の農地に対して交付していくということを聞き挟んだことがあるんですけども、四千三百三十五万円の積算根拠は何なのか、一定のルールがあると思うので、それについて伺います。

あと、この事業は用・排水路の修復、修繕と、そういうことに関しては一定の効果が出てきていると思いますが、農業者以外の人と一緒に巻き込んで活動するという要件もあるかと思いますが、その点については各地区でどのように活動されているのか。何か温度差があるような感じもするんですけども、その辺についてはどうですか。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

今さまざま聞かれたんですけども、まずは積算根拠ということでありまして、その前に今委員がおっしゃられた四千元の話は、私が今言っている多面的交付金の中でも各十六組織ある団体に交付される枠組みと、今委員がおっしゃられた四千元というのは、稲刈りをした後のすき込みをやれば一反歩当たり四千元です。そういう事業がまた別個にあります。それとあわせてのいわゆる多面的交付金という名称になってございますので。そこはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

二点目、三点目も、ちょっと聞かれたものについては、農業者以外の住民を巻き込んだ活動、何かやっているのかとか、そういう質問であったと思いますが、地域の農業者を中心とした町内会あるいは老人会、婦人会、子供会を含めたいわゆる植栽、花、景勝ですね、景観形成などの活動も共同で行ってございますので、住民一体となってやっているものと認識してございます。

あともう一点、用・排水路の温度差、各地域によって温度差が何か生じているとかそういう、感じているということですが、農政課としては町内にある各十六の組織は、先ほども言ったんですけれども、それぞれ地域の実態に沿った活動計画を策定していると当然思いますので、その地域でその推進に当たり、創造性を発揮して活動していると私は認識しておりますので、温度差ということはないと思っています。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

今の問題でちょっと私も関するものが一つあります。秋のすき込み、一反歩当たり四千元と今答弁しましたけれども、どういう条件で四千元なんですか。その中身。私が知っている範囲では、四千元とかそういう指示、今初めて聞いたわけです。旧常盤の場合はクリーンライス、作付している方に一反歩当たり一千元のあれば、国の補助金があってやっていると聞いていましたけれども、この四千元はどこから出た四千元ですか、一反歩当たりの。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

済みません。私の言い方がまずくて済みませんでしたけれども、今の四千元の話は、環境保全型農業の直接支払という名称でして……（「百十九」の声あり）百十九。済みません、暫時休憩で。

○委員長（吉村忠男君）

暫時休憩にします。

休 憩 午前十一時十六分

再 開 午前十一時十九分

○委員長（吉村忠男君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

私、訂正させていただきます。先ほど奈良岡委員への答弁で四千円の単価についてはいわゆる多面的のお金ということで一緒に言ってしまったんですけれども、そこは訂正させていただきます。その四千円というのはございません。私が四千円と言ったのは減農薬、いわゆる I P M の稲をつくった場合の取り組みとして一反歩当たり四千円ということで訂正、よろしくをお願いします。

横山委員がさっき千円の話をしたんですけれども、たしかに常盤地区のクリーンライスには千円、あります。藤崎地区においてでも今までやっているクリーンライスをやればという、それが藤崎の場合はそもそもないので、それは今後藤崎の地区においてでも P R して、町財政もあることから検討してまいりたいと思っています。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

ありがとうございます。町長にお尋ねいたします。今、稲わら焼き防止の観点から他町村でもすき込み一反歩当たり幾らと出している町村もあります。来年度の予算編成に向けて、当町においてもすき込みを前向きに考えるという町独自の予算化をしてというのを考えておりますか。

○委員長（吉村忠男君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

さまざまな議員各位から、そしてまた、農業団体の皆様から、そしてまた、年二回ほど行われるいわゆる再生協議会の総会等でもその意見はたびたび出るお話でございます。よって、令和二年度の予算にまずは原課、農政課でさまざまな状況、各市町村との対応方等もひっくるめて検討させて、それを受けて新年度の予算に検討する課題の一つにしていきたいと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

大変ありがとうございます。前向きに検討、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百十五ページの農業総務費の一節報酬について伺いますけれども、支出済額が十九万六千円と、不用額が二十二万二千円、半分以上が余っているような状況なんですけれども、これは農政審議会と食育推進会議の委員の報酬というふうに内訳が書いていますけれども、この不用額の内訳というのはどっちがどうなっているんですか。金額をお願いいたします。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。まず、農政審議会の委員報酬十五万六千八百円は、三回実施した委員の報酬でございます。金額は四千九百円でございます。不用額につきましては、予算に対して実施の回数が減ったのと、あるいは委員の出席にかかわる影響でございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

では、食育推進会議の会議の回数と食育推進会議の予算に対しての不用額は幾らなのか伺います。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

食育推進会議の委員の会議の回数は、二回実施してございます。先ほども言いましたけれども、その不用額については委員の欠席及び回数の減でございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

食育推進会議はいろいろ、学校給食センターもあるし、地産地消とか、そういう目的もあるかと思えますけれども、この委員にはたしか公募委員もいるはずだと思っていたんですけれども、公募委員がいるにもかかわらず、年たった二

回の会議というのは、ちょっと推進会議の目的が達成されていないのではないかと思いますけれども、せっかくやる気のある公募委員がいるんですから、その人たちのやる気に応えるためにももっと会議を開催して、意味のある会議にしたほうがいいのかと思いますけれども、その点についてはどうですか。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。実際、一般公募から一名が入ってございます。今委員がおっしゃったとおりです。平成三十年については二回という実績に終わりましたけれども、今後協議すべき内容もしくは今後の方針、新たなものということも含みまして回数もふやしていきたいと思っておりますけれども、何せ当初予算の要望というのもありますので、その辺は念頭に置いてぜひ一回でも二回でも多く開けるように財政要望したいと思っております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百三十九ページです。その中の消防施設費、コミュニティ消防センター改修工事費二百七十八万五千円ほどを支出しているんですけれども、このコミュニティ消防センター、西豊田も含めた葛野にあるセンター改修工事費だと思うんですけれども、その取り組み経過と現状についてお聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。このコミュニティ消防センターの改修工事費の二百七十八万五千四百二十七円につきましては、まず福館地区コミュニティ消防センターの外壁張りかえ工事、これはサイディングの傷みが激しいということから分団からの要望がありまして百七十一万三百二十円で施行しております。また、もう一件は、葛野地区コミュニティ消防センター改修工事ということで、これにつきましてはシロアリが発生ということで腐食箇所の改修ということで百七万五千百七円の工事ということでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何かせき払いがあるんですけども。

その部分の今回の補正にもありますんですけども、今定例会の補正にもあるので、シロアリ被害で解体をして新たに建てるというふうな、今年度になってからはそういうふうなことだと思えるんですけども、実際こういうふうになってしまうと、一旦百万円でもやって改修工事をやって、もっと、ただでないなど、シロアリ被害が出ているというようなことは、当初の見積もりが甘かったというふうなことも言えるわけで、その辺、どういうふうな、どなたが一番初めに現場を見て、現場というか、その辺を算定したのかということについては、どういうふうな経過をたどったのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。まず、昨年十一月に屯所のトイレや手洗い場などの水回り部分を中心にシロアリ被害が確認され

たということで分団のほうから話がありまして、調査いたしましてこの十二月議会でこれは補正対応をしております。そして、業者と契約いたしまして、工事のほうはシロアリ対策も全部やったんでございますが、実際、施工業者から改修箇所以外にも被害が及んでいるということでそういうふうな指摘を受けました。それで、実際、専門業者に詳細に調査してもらったところ、一部の柱の下部にもシロアリの被害があって、土台の全周を初め、他の部分の多くの柱でも被害を受けているというふうな回答を得たことから、今回解体、そして改築に至ったものでございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

担当課は総務課防災係でございまして、いわゆる当初はそんなにひどくないという目測、そしてまた、しっかりした専門業者に発注をかけなくてその部分の改修というところは、これは反省するべきであると思っております。実際、私の自宅の隣が第三分団の屯所です。改修工事をやった際に毎日階段をおりるたびにその工事現場を見るわけです。あそこもここもここも穴があいているし、いいんだなということで、そのときから土台の周りを全て調べたら、ああいふ被害の現場であったと。よって、防災拠点でございまして、ちゃんと精査して、そこに例えば団員が行って万が一少しの揺れで壊れるようなことはあってはならないので、今後対処しなさいということで今回の補正予算になったというところでございます。ただ、最初の目測がちょっと緩かったのは反省すべき点だと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町長も町長の家の近くでもある、町長の家からシロアリが行くわけではないから。ただ、あの狭いスペースでよく西豊

田も含めて広い地域をカバーしているなど。もっと広いところにやれなかったのかなという、今までの歴史というか、そういうのもあるわけでしょうから、いずれにしても専門業者に初めから見てもらうと。早くやれ、早くやれと言うよりも、その点のやっぱり行政の執行能力といいますか、その辺、きちんと取り組んでいかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

それで、ちょっと関係して聞くんですけれども、消防が防災や、あるいは水害対策においても最も有力な力を発揮しているんですけれども、最近、久井名館の消防団の人から、災害訓練もやるわけですけれども、防災マップ、もうできているはずなのになぜできていないのやと、どうなっているのよというような指摘を受けているんですけれども、藤崎のほうはできているけれども、常盤の地区のほうはできていないじゃないかと。たしか盆前あたりまでにできる話じゃなかったのかというような厳しい指摘も出されているんですけれども、早目に配布できるような状態にならないのかと、災害はいつ起きるかわからないしというような言い方を私自身がされたわけなんですけれども、その辺、実態的にどういうふうになっておけているのかとか、その辺の事情について、もっと早く取り組めないのかということについてお聞きしたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。まず、この常盤地区のハザードマップにつきましては、当初の段階で平成三十年代に完成というふうな予定でありましたけれども、これにつきましては県の公表がおくれたということで繰り越した経緯があります。そして、ことしに入りまして業者のほうと契約いたしまして今作業を進めているのでございますけれども、現在の段階では完成まではいきませんけれども、一応、実際完成とまではいかないものが既にこちらのほうには示されております。

それで、それはもう今月いっぱいぐらいで一応また完成というか、一応こちらのほうに上がってきますので、それを最終の段階でまた協議して詰めまして、そして年内には、これから常盤地区の方にも説明会も開きますので、その説明会が終わりまして、そして十二月前までには、十二月中には毎戸の配布ができると思います。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

関連質問で申しわけないですけれども、素案はできてしまっているんだけど、ブックというか、配布するそれそのものができていないのか。それに附帯して防災マップというか、そういうものができていないのか。その辺の説明が何か平成三十年度中に何とかできそうというようなことで取り組んできたけれども、何がネックになって、どの段階まで進んでいるのかということについてもうちよっとはっきりさせていただきたいなどと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

今、先ほども説明しましたけれども、この十川、浪岡川のハザードマップにつきましては、以前も説明してあるかと思いますが、いわゆる県の公表がおくれたと、県で公表するのがおくれたということから、当初は平成三十年度の予算に計上していたものを平成三十一年度に繰り越した経緯があります。それで、一応、素案というのはもう一枚物であります。できてきておりますが、先ほども言いましたけれども、最終の段階で詰めまして、そして今月中には素案というか、印刷も入りますので、十月中には印刷もできるかと思います。そして、その後、説明会を経て毎戸配布というこ

とになります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

福祉課の決算についてであります。ページ数でいきますと百三ページですね。済みません。訂正させていただきます。障害者福祉についてお聞きしたいのでございます。申しわけないです。ページ数、九十ページですね。申しわけございません。お聞きしたいのは、九十ページと九十二ページにかかわることなんですけれども、障害者福祉サービス等給付費三億五百八十四万円ほどを支出しているんですけれども、障害者のこの内容というのは施設が、例えば藤崎町でいきますと玄輝門さんなんかは物すごく、物すごくという言い方が正確かどうかは、大変活動しているわけです。福祉大会に一番来て元気にやっていたり、この障害者福祉サービス費等給付費というのは、その内容、どのように支払われているのかという内容についてご説明願いたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えさせていただきます。九十三ページの二十節扶助費の障害者福祉サービス等給付費三億五千八十四万円ほどの内容ということでございますが、障害をお持ちの方が在宅で、あるいは施設で利用するサービスに係る費用の支払いをしたものでございます。内容といたしましては、障害福祉サービスというものは、簡単に言えば六十五歳未満で障害のある方が介護保険のサービスを利用するというふうな形のものでございます。在宅福祉サービスといたしましては、ホームヘルプサービスですとか、ヘルパーさんのサービスであるとか、あるいはデイサービス、通所で利用する、こうい

うふうなもの、それから施設サービス、これは身体障害の方あるいは知的障害の方、それから精神障害の方が利用する施設入所、こういう場合にかかる費用。そして、その費用の支払いといたしましては、利用者さんは施設に一割を負担し、残りの九割を施設あるいは事業所が国保連に請求をし、国保連が町に請求し、町が国保連に支払い、国保連が事業所に支払う、いわゆる医療費あるいは介護保険と支払い、請求の流れは同じものとなっております。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

同じく九十三ページのところなんですけれども、この扶助費の中で軽度・中等度難聴児補聴器購入助成費二十六万円ほどを支出しておるんですけれども、これは軽度・中等度の難聴の子供さんの補聴器に助成するというようなことなんでしょうか。その取り組みの内容、支出の内容をご説明願いたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。ただいまのご質問の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成費という事業でございますが、通常、聴覚障害があつて補聴器を購入するという場合には、同じページの同じ扶助費の中の一番上、補装具給付費というものがございます。通常は、例えば車椅子ですとか義手、義足、松葉づえ、そういうふうな補装具と同じ扱いになってございますが、そういう給付に関しましては手帳を持っていることが前提となっております。ただいまのご質問のこの軽度・中等度難聴児補聴器というのは、手帳を持っていない、要するに聴覚障害であれば何デシベルという数字がござい

ますけれども、身体障害者の手帳に該当するデシベルよりも低い、要するに手帳は交付の対象にならない、だけれども子供であって学校で、あるいは保育所で生活する上で補聴器があったほうが今後その子のためになるというふうな場合に補聴器が支給できるような事業を県が実施してございます。県が二分の一の補助というもので、それに該当する子供に対する補聴器を給付した昨年度の実績では三件あったというものでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今の補聴器購入助成費、県の助成制度に基づいて町も実施していると、三件ほどあったということなんですけれども、これ、そうしますと例えば今、各自治体でも加齢に伴う、年がいったことによって伴ういわゆる愛護手帳だとか何とか、認定はされていないけれども、生活の利便性を確保するために加齢による補聴器といいますか、そういうものが必要だというふうな人についてもこれからも助成の対象になっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。ただいまご質問のこの事業につきましては、あくまでも児童でございまして、高齢のということになれば、あくまでも先ほど補装具というところでお話しさせていただきました聴覚障害の場合であれば、身体障害者の手帳を所持していただいて、所持された方であればいわゆる聴覚の先ほど申しましたデシベル、その聞こえるぐあいに応じた補聴器の給付ということとなります。以上でございます、

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

その前のページの九十一ページの福祉安心電話購入費六万六千円ほど、それで町福祉安心電話事業補助金十六万八千円ほどを支出なさっているんですけども、だんだんにひとり暮らしがふえてきているという現状もあるんですけども、町福祉安心電話事業補助金というものについてお聞きしたいんですけども、何人ぐらいが対象になって、どのような条件がそろえば助成の対象になるんでしょうか。現状についてお知らせ願いたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。福祉安心電話につきましては、ひとり暮らしの高齢者の方で急病であるとか災害、緊急時に迅速な連絡をとる、連携をとるための通報システムとして実施しているものでございます。平成三十年度の実績といたしましては、設置台数は二十六台でございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は六十一ページですけども、巡回バス業務管理委託料八百二十万円ほどを支出なさっているんですけども、この巡回バスは国際観光さんに委託していると思っておるんですけども、この委託条件といいますか、その辺はどのようなふうな内容になっているのかということをお聞きしたいと思います。

関連して聞いてしまいます。何か七月前でしたかね、巡回バスに乗っていたんですけども、物すごいトラブルという

か、音がして、大変乗っていて不安を覚えたというような利用者からの声が寄せられていたんですけれども、そういう場合、実際、代替のバスを委託されている業者のほうで出してやるのか、それとも土日で作るのか、そういう対応策はどのようなふうになっているのかということについてあわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

巡回バスの委託料につきましては、こちらのほうでまず人件費、そして車両管理費等を全部試算いたしまして、そしてそれによってあと入札によって契約しております。

また、今言いました、ことし、このバスも大分古くなっているので、今回そういうふうな故障が発生しましたけれども、その場合は、今回は国際観光さんのほうに代替のバスを出してもらって対応しております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

バスの運行というか、停止場所ですね。これは郵便局のあたりで、常盤の農協のあたりでとめてくれないかというような、そういう利用者の要望を余り受けると収拾がつかないので受けていないんだというふうに聞いておるんですけれども、実際、巡回バスについて一つだけ停車場所というか、食彩館のところにとまっているのは町のあれですから、それはそれでいいんですけれども、さとちょうの付近にもとめてほしいという要望がそれなりに寄せられているんですけれども、私の理解が間違っているのかどうかしれないんですけれども、さとちょう付近にも停車するというようなことをぜひ、薬王堂さんもできて、あそこに行けば皆、藤崎まで行かなくてもいいと言う人も出ているので、その辺を前向

きに検討していただくということについては、いわゆる直接の管理業務にかかわることじゃないですけども、駐車場の追加ということについて、さとちょう付近ということについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

さとちょう、近い将来できる薬王堂の話が出ましたけれども、それにこだわることなく、本当に町民の利便性が増して、やっぱりふだん便利に巡回バスを使うという意味では、毎年毎年検討が必要だと、そう思っていますので、今のことは十分担当課で協議させます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

私もこの巡回バスに印をつけてきましたけれども、人件費等もろもろで指定管理料と言いましたけれども、それでは燃料費とか維持管理費、車検とか保険とか、そういうものはどこに記載しておりますか、このバスに関しての。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。先ほど人件費と車両管理費と言いましたけれども、この中にいわゆる全て、燃料費、車検代とか消耗品、保険料、全て入っているということでございます。（「わかりました」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

老人福祉についてお聞きします。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐さん、ページ数を読み上げてください。

○五十嵐 忍委員

九十一ページになります。九十一ページの一番上、長寿祝金について、現在の対象年齢と祝い金の額をお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。金額は百歳で二十万円でございます。よって、この決算書にある百万円は五名分ということでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ございませんか。（「昼食」の声あり）

それでは、昼食のため休憩いたします。

再開時間は午後一時とします。

休 憩 午前十一時五十四分

再 開 午後 ○時五十九分

○委員長（吉村忠男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。佐々木委員。

○佐々木政美委員

ページ数は七十七ページです。二点ほどありますので、まず一点目、同じく七十七ページ、実践型地域雇用創造事業資金貸付金という、これはどういうふうな内容のものか、ちょっと説明願いたいんですけども。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

実践型地域雇用創造事業資金貸付金についてお答えいたします。昨年度までありました一次産業創造協議会、こちらのほうの当面の運用資金として貸し付けしたもので、厚労省から委託金が入り次第、歳入にはありますけれども、返還をいただいているものでございます。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

これは例えばその貸付金を貸し付けるとき、そこの事業内容とか経営内容とか、それから資産内容とか、そういうものは審査しているんですか。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

経営内容、資産内容、審査まではいきませんが、事業の内容そのものはもとの地方創生室のほうで全て把握している協議会でございます。ですので、事業の中身というか経費的なものについても把握しながら、その金額を一回貸し付けしてまた戻してもらう、そのまま七百万円を貸して七百万円を戻してもらうという形をとっておりました。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ちょっとこの内容について浅利委員初め、理解しているのはほとんどの委員だと思いますけれども、若干説明させていただきます。当初、食彩ときわ館を改修する前に、とにかく人材育成と六次化のいわゆるスキルアップを図るために、厚労省の一〇〇%充当の事業、平成二十八年度、平成二十九年度、平成三十年と三カ年やってきましたけれども、これは三カ年にわたって約九千万円の一〇〇%事業の実践型地域雇用創造事業ということでございます。

いわゆる厚労省の交付金がなかなか、年度内の中盤以降に入ってきますので、四月から活動するためのいわゆる前段でかかる分に関して七百万円という充当をさせていただいて、交付金が入ってきたらそのまままた返すということで、このことについては皆さんもご存じのとおり、さまざまなスキルアップのためのセミナーあるいは六次化産業を実践した加工施設もまたできているというところでご理解していただきたいと存じます。

○委員長（吉村忠男君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

わかりました。政府のほうの資金だということわかりました。では、もう一点、食彩ときわ館についてちょっとお

尋ねします。ちょっと委員長にお尋ねします。関連がありますので、これ、よろしいですか。

○委員長（吉村忠男君）

はい、どうぞ。

○佐々木政美委員

食彩ときわ館の管理委託料一千八百万円となっていますけれども、これについて、委員長の許しを得ましたのでお尋ねします。まず、先般、説明はちょっとあったんですけれども、要は赤字だということで、同僚の議員からも何点か質問がありました。当然、株式会社ですので赤字を出したらどの部分が赤字なのか、どの部分が黒字なのか、そこら辺を当然把握して、赤字の部分はどの部分なのか公表してほしいんですけれども、前回それはなかなか公表できなかったみたいで、そこら辺、課長はどう思っていますか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

そのことについてお尋ねします。佐々木委員におかれましては、七十七ページの十三節の委託料のふじさき食産業創造拠点施設指定管理料一千八百八十二万九千円についてのご質問だと、そう思ってございます。ファーマーズLABOが事業主体となって、昨年四月三十日に新装オープンさせていただきました。まず、赤字の主な理由は、二月、三月、四月、いわゆる売り上げを出さない時期のいわゆる統括責任者あるいは経理部門、あるいは従業員のいわゆる指導のためのその三カ月分の給与が主なものでございます。それ以外に、直営部門は毎月毎月黒字を出しております。しかしながら、テラスの中でのレストラン部門で八百八十円というリーズナブルな価格設定と、そして土曜日、日曜日は百四、五十人が入っていますけれども、平日になると七十人前後ということで、そのレストラン部門で赤字を出しているとい

うところでございます。トータルでは二百七十万円ほどの赤字を出していますけれども、今期に入りまして、ことしの四月から入りまして若干、四月、五月、六月、七月の報告を受けていましたけれども、レストラン部門では毎月数十万円、トータル四カ月で四十六、七万円の赤字を出しています。

ただ、いわゆる直営部門は毎月毎月黒字を出して、相殺すると黒字ということでございますが、赤字に対するレストラン部門でのいわゆる工夫、経営戦略あるいは販売戦略を今ファーマーズLABOの統括責任者、そしてファーマーズLABOの社長、そして経営戦略の担当の者でさまざまな検討をしてございますので、近い将来は私は好転していくと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

今町長が話したように、二月、三月、四月は当然売り上げが落ちるのはわかっていますよ、これ。誰しもがわかっている話ですよ。（「二月、三月、四月というのは去年の話であって、去年売り上げを出さないときに人件費を払ったということです」の声あり）ですから、例えば今町長が言ったように、今シーズン、例えば今年度でも二月、三月、四月というのはこの地場のもので売れるものはありますか。冬場ですよ。わかっている話です、それは。そこら辺をどう考えていますか。ただ、去年の話は、開店したばかりで要はそういう準備とかそういうものに、わかりますよ。でも、今シーズンも、例えば冬場の対策は何かお考えなんですか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

それもひっくるめてファーマーズLABOの代表である五十嵐副町長、そして統括責任者の松丸統括、そして経営戦略の担当の者が毎週のようにさまざまな角度から検討してございます。それを一つ一つひもといて説明すると相当な時間がかかりますので、さまざま検討して前向きにこれからの経営戦略、対応を考えているということをご承知いただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

これからの話ですので、私も本当、期待はしていますよ。せっかく手がけたものですから、何も私、失敗を望んでいませんよ。成功すればいいと思っています。渋々ながら賛成したんですけれども、今の状況を見れば好転するようなあれは、ただ会議をやって今いろいろな施策を練っているというふうな話で具体的なものはないわけですよ。そこら辺を私は不安に思っています。常識的に考えて、この冬場は、この青森県という地域は、当然冬場は地場のもので売るのはないわけですよ。そこら辺も最初から町長はわかっている話ですよ。ですから、私は具体的なものがあればと思って聞いているんですけれども、ただ今会議をやって、それでいろいろな施策をしているという段階ですので、これ以上私は言いませんけれども、何か具体的なものがあれば、目玉でもあればと思って聞いているんですけれども。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

詳しくは社長である五十嵐副町長からお答えさせますけれども……さまざまな企画、立案をして、実際やっているのは軽トラック市とか、あるいはいろいろな意味でイベントを開催して人を集める集客をしたり、それは事実、実際やっ

ております。一番懸念されるのは、これから寒くなって十月、十一月、十二月、一月、二月、三月という雪が降ったときの客足がちょっと少なくなったときにどう対応するかというのは、去年も盆過ぎの八月、九月のあたりから口酸っぱく担当の者に言ったんですけれども、なかなか好転するものがなかったというのは、これは反省していると思っています。

そういうのもひっくるめて、さまざまな角度から検討して、そして企画、立案したものはいろいろな意味で、この間もトマトみそを発信したり、ココナッツの加工、発信したり、さまざま展開しているところでございます。あとは社長から、どうぞ。（「じゃあ、社長からあれば」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

社長としてではなく、副町長としてお答えしたいと思います。私も町のほうから派遣されている取締役の一人として毎回、取締役会のほうに参加をさせていただいております。去年は、それこそ町長がおっしゃったように二百数十万円の赤字という結果が出ました。その原因も、職員を採用して開業の準備をした五百万円弱、これが、収入のまるっきりの赤字という赤字がまず大きな一つの原因でございます。そして、その後営業していったわけでありましてけれども、当初の経営計画が計画どおりに運ばなかったということもございまして。そして、最終的には昨年度末で二百万円ほどの赤字ということもございました。今年度に入りまして、昨年度丸々の赤字でございましたし、四月分は約五百万円弱ですが、その段階ではプラスを出してございます。若干でございますが、プラスを出してございます。その後も現段階までは会社の経理としてはプラスがずっと続いてきております。

あと、懸念されるのは、町長もおっしゃったように冬場でございます。考え方としては、雪が降る前、お客様が少な

くなる前にしっかりと金額を、利益を確保しておくということが最も大切なことだというふうに私どもは考えております。以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

せっかく社長さんがお答えになったんですから、私……（「いや、副町長として答えています」の声あり）副町長ですか。わかりました。では、お聞きしますけれども、前回の答弁では副町長のほうは社長じゃなくて社長で聞いたわけですけれども、先ほど町長がおっしゃったように、今の部門であればレストラン部門が赤字だというのであれば、はっきりしているじゃないですか。レストラン部門を縮小すれば済む話じゃないですか。そこら辺、副町長として、社長じゃないわけですから、副町長としてどう思っていますか。

○委員長（吉村忠男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

私どものレストランにつきましては、基本的には産直に入りました地元のものを使った料理をできるだけ出していこうという意味でもつくられたレストランでございます。それを赤字だから単純に切るというわけにはまいらないものがございます。以上でございます。（「私、切ると言っていないよ。縮小してくださいと言っているんですよ。言っている意味わかりますか。切りなさいと私は言っていないですよ。縮小しなさいと言っているんですよ。間違っていますか、私。経営者として……」の声あり）質問でしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

言葉尻をつかんで水かけ論をしても私は、前に進まないし、物事全て向上していかないと、そう思っています。先ほど私も答弁したとおり、レストラン部門が毎月毎月少なからず赤字を出しているということは、全ての角度から、例えば値段、価格あるいは食材にかかるいわゆる必要経費、そして人的な必要経費、そのものをひっくるめて努力すると、鋭意研究するというところでございます。その答えが大体出たようでございます。十月からレストラン部門のほうでは新規に内容を一新した形で経営するような検討も今、鋭意努力しているところでございます。

今、佐々木委員がおっしゃった心配は重々我々も、社長である副町長もあるいは統括店長も重々承知でございますので、赤字を出さないための経営戦略をどうやっているかということは今練って、十月からリフレッシュ、レストランの部門が再スタートするというところでございますので、皆さんも何とか月一回はあそこで食事をして、週一回は買い物をしていただければと、そう思っています。（「わかりました。頑張ってください」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

今のとはまた別な角度からちょっと二、三、質問いたします。工事費に多分関係していると思います。当初の説明でしたら、売り場面積が約三倍になるような説明を受けました。直売部門のほうですね。前の食彩館と今の食彩館の比較はどのぐらいですか、面積。（「売り場面積」の声あり）売り場面積です。直売部門のほうです。

○委員長（吉村忠男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

これも副町長として答えますけれども、説明の中では倍になるというふうな話を申し上げた……（「三倍と言いました。当初三倍と、売り場面積が三倍になりますと。委員長、休憩をお願いします」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

休憩にします。

休 憩 午後一時十七分

再 開 午後一時十九分

○委員長（吉村忠男君）

休憩を取り消し会議を続けます。

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

面積につきましては、二・七倍ということでございます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

あの直売部門に関しては、すごく好評です。それでもまだ店が足りないという声も聞きます。しからば、今、佐々木委員も言ったとおり、レストラン部門のほうにもうちょっと延ばすとか、直売部門のほうを、いろいろな角度から検討して、そういうのを消費者もまだまだ狭い、通路だけが広くなっただけで売り場面積はそんなに変わらないと。ただ、

全体に二・七倍だけれども、本当に売っている面積、商品を陳列する面積は二・七倍ではありません。全体に二・七倍はわかります。まだまだ狭いという消費者が、売り場に対して、通路の話をしているんでないですよ、そういうのも見直して、どうしてその荷物と言うと大変失礼ですけれども……（「商品」の声あり）あの直売部門のほうをもっと延ばすとか、特に野菜でなくて工芸品ですか、手づくりしているものがありますよね、奥の隅にね。あれをインフォメーションのほうに持ってくるとか、いろいろなやり方があると思います。ちょっとずらせばいいだけですので、その辺も会社としてどうすれば利益を上げられるか、もっともっと検討していい方向に持っていくような努力はどうか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

私は設計図、図面ができたときに事務方から、これは売り場が何倍になるんだと、二・七倍程度だという、定かではないけれども記憶が残っていると、そう思ってございます。ただ、私もあなたも素人でございます。図面を見てなかなか判断できないのも残念ながら我々のいわゆる力量かなと、そう思ってございます。実際できてしまってから、初めて工期を終えてその施工者が町に移管する場合に私が見に行ったときに、余りにもいわゆる観光を発信する空間が広く、あるいはレストランも広く、厨房も広く、実際売り場面積が狭いのにはずっとショックを受けました、実際の話。ただ、できてしまった以上は、そこを有効活用して、我々がどう町内外の人々に発信していくかというのがこれからの我々の責務であります。ですから、観光を発信するような大ホールをさまざま研究するのは、これは我々のこれからの課題でございますけれども、ただ、レストランも集客する、人を呼び込むための、私は直売所のかなめとなっているのも、これは事実だとそう思ってございます。食事をした人も買い物をして帰るといったこともありますので、鋭意、さまざまな角度から検討していきたいと、そう思ってございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

私からも一言、食彩館についてですけれども、この指定管理料千八百八十万円ほど、この積算の根拠と、今後のさまざまな経営努力によって考えていくことなんでしょうけれども、これを行政としてはずっと続けていくつもりなのか、それとも五年程度というふうに考えていらっしゃるのか。その辺はどういう見通しなのかということについてお聞きしたいものだと思っておるんです。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

昨年一年目の指定管理料は一千八百万円を超えました。令和元年度、ことしは一千四百万円ちょっと強でございます。これは、国からのいわゆる地方創生加速化交付金の一部も入って、町の持ち出しも入ってこのような金額になっております。ただの直売所であれば、これは指定管理料はゼロでいいだろうと私は思っております。あそこには観光発信、そしてまた、レストラン部門もありまして、多くの客を呼び込むための位置づけもまたありますので、当分は指定管理料は引き続き続けていきたいと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、期限は五年だとかというふうなことで切らないで、実際は指定管理料を続けていくということを基本

に運営していきたいというふうに理解したんですけれども、もう一つ、たしかさつき佐々木委員も聞いていたと思うんですけれども、あの二階というか上のほうですね、あそこの何か会議だけをやるんじゃないかと貸し出したとか、そういう面でも検討してみたらどうだろうとかという提案もされていたと思うんですけれども、その辺はどういうふうになったものなんでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

さまざまな例えば会合とか、あるいは展示とか、毎日ではないですけれども、ここ一年、数カ月の間に使用されております。ただ、私は不動産というのは、つくった以上、二十四時間稼働する気持ちで経営戦略を立てなければならないと。それに伴って人件費とか、新たにまた発生しますけれども、そういうことを今から十分検討しなさいというお話をしております。残念ながら、私の思いは二階にレストラン部門を設置して、一階は全て売り場にしなさいと、そして観光発信する場も真ん中に設けなさいというような指示を出しましたけれども、二階にいわゆる厨房、レストランを全部上げると、さらに五、六千万円増の費用がかかるということでそこは断念しました。

ただ、あの二階は非常にもったいなくて、先般、孤高の画家と言われる渡辺貞一さんという方の、もう亡くなっているんですけれども、所有する鷹山宇一、いわゆる七戸にある美術館から七月五日から八月十八日まで七十一点のいわゆる書を借りて、いわゆる画です。多分油絵だと思っていましたけれども……（「油絵」の声あり）ええ、見ましたか。（「いや、見ていないけれども。鷹山宇一はそうです」の声あり）八月二十一日、担当課長の高木君と、そしてあすかの花田さんと三人で七戸を訪れて、小又町長、そして鷹山ひばり館長にお礼に行った際に、ちょっとした牧場に焼き肉レストランと隣にスイーツを販売するちょっとしたしゃれた店舗があったんですね。ですから、私は二階に何か工夫して、

例えばスイーツ、人を呼び込むというのをスイーツでも発信できないかというようなお話もしてございます。ただ、活用に関してはファーマーズLABOの職員、そしてもちろん経営戦略の担当の人たち、いろいろな角度から今検討している最中でありまして。有効活用、まさしくそのとおりにやってほしいと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

このふじさき食彩のことなんですけれども、税金も一千八百万円、国の補助金やらさまざまなものを合わせて表面的にはこうなんですけれども、前組合の残額もまた若干入っていると。私、この席では言うのもなんですが、誰よりも回数も多くお邪魔していると。それは明確であります。そしてまた、今のその二階の活用方法も保育園でしたか、小学校でしたか、塗り絵等、さまざまなイベントもまた拝見しました。そして、従業員のあこもこと言うとおかしいけれども、中身も重々知っております。この場で言えないのがまた残念なところですが、とにかく事業がもうスタートしたわけですよ、はっきり言って。

建物も建てる前に提言もしました。それもひとえにコンサルとか、執行者の判断で建てましたけれども、事実問題として不備な点も結構あります、いまだかつて。商売だけではありません。どのようにしてお客を呼び込むのか、コンシェルジュだかなんだか、あの正面にあるのもまた必要でしょう。その彼女もまた町の発信をしなければならないにもかかわらず、何となく接待に対しては不十分な点もあったと思われまして。とにかくこれから、使ったものに対してはどうかの言いません。ただ、その後、検討し直す、さまざまなことを言っておりますけれども、行政自体の検討ではちょっと私は力不足だと思っておりますので、これから冬場に当たって、一般の有識者なり、さまざまな関係の人とやっぱり相談しながらやっていかないと、この事業は頓挫するんじゃないかと思っておりますので、LABO及び経営戦略、

そしてまた、現場の話も大事ですので、その辺のところ、税金を投入するんであれば行政手腕でなく一般の有識者も含めながら検討して、赤字を少しでも黒字方向へ行ってもらえるよう、この決算に関してはあとは言いません。よろしくお願いいたします。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

食彩テラスに関しては、できてしまってスタートしているんですから、みんなで知恵を出し合っていい方向に進めてもらいたいと思います。

それで、百四十三ページの中学生海外派遣事業について伺います。この事業も三年目に、三年、三回終わったかと思えますけれども、もうそろそろいろいろな課題や問題点、中学生はそれなりに行ってきて感動してきて、いい経験をしてきていると思えますけれども、見直しとかそこまでいかなくても、いろいろ課題が見えてきているかと思えますが、その点についてはどのように把握しておりますか。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

課題といたしましては、引率する先生の選定、決定に苦慮しております。先生方が多忙でという事実もありまして、例えば派遣する子供たちが決まった後に四回、五回ぐらいの事前の研修があります。日によって休みの日は朝から晩までとか、平日は夜とか。その現地に行ったその学校での子供たちの発表をどのようにするとか、資料をどういうふうにつくるとか、役割をどういうふうに分担するとかというのをひっくるめまして、事前に四回、五回ほどの事前研修があ

ります。それに引率する先生、せっかく先生が引率するんですから、その事前研修にも先生につき合っていてお
ります。それが課題といえは課題であります。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今後この事業はさらに充実させて進化させていくべきだと思いますけれども、訪問国がシンガポールということで
訪問先はシンガポールの一つの町に限定したんですか、三回とも。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

訪問地は限定、固定しております。ただ、今後の事業のこちらで考えていることもありまして、今後もしばらくはシ
ンガポールということになると思います。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

これから先、この事業のあり方として訪問先を固定していくということですがけれども、相互交流に結びつけていくと
か、向こうからこっちに招待でなくても来てもらって、一緒にこっちの藤崎町を見てもらうとか、そういう交流事業に
発展させていくことも一つの方法だと思いますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○委員長（吉村忠男君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

実は最近そういう話がありまして、こちらでも今考慮しているところでもあります。少し内容を述べますと、訪問した現地の学校の校長先生が当町の子供たちの町の紹介を聞いて興味を持ったらしく、こちらにちょっと来てみたいという話がありまして、先般こちらでちょっと内容を検討しまして、町長、副町長にも報告したところでもあります。

そして、毎年十六人ほどの子供たちがシンガポールに行っているわけですが、確かに行った子供たち、後で文化祭とかで報告はみんなの前でしているんですが、実際に交流できるのはその派遣された子供たちだけですので、ですから現地から例えば十人ほどという話もありますけれども、そちらのほうからまた十人ほどが来るのであれば、こちらの派遣されなかった子供たちとも交流ができますので、それは後々というか、来年度からでもできればやっていきたいなとは思っております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私は海外派遣とかそういうものを否定するつもりはないんですけれども、しかし私はやっぱり国際化の中でそういう機会を得られなかった人、得られなかった子供もいるわけですね。そういう人たちに、報告会はあるからそれでいいんだとかということじゃないんだと思うんです。そういう、シンガポールならシンガポールに行く、その期間の一日でも一時間でもいいですから、シンガポールはどのような国なんですとか、あるいはその中での英語の基本的な日常語で使っている言葉は何なんですとかと、行かなかった人に対する対策、対応というのも考えるのが教育じゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、その辺はどういう、課題として先生の長時間対応というか、そういう問題も

あるけれども、行かない人に対する対応というか、そういうこともぜひ検討すべきことじゃないのかなと思っておるんですけれども、その辺はどうでしょうか。教育長でいいですよ。実際……（「委員長」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

実は過去三カ年、これは前武田教育長に、本当に残念ながら財政のこともあって中学生あるいは小学生の修学旅行の補助金が廃止になりました。それにあわせてというつもりではなかったんですが、国際感覚を少しでも中学生の皆さんが身につけて他国の異文化、さまざま衣食住はありますけれども、そういう体験をさせてやりたいというものを三年前から実現してきました。一年目はシンガポール、マレーシア、マレーシアも入っています。二年目はシンガポール、三年目もシンガポールでございますけれども、子供たちが一人でファームステイで三泊泊まるということ、これは非常に孤独であります。しかしながら、帰ってきた子供たちの報告を見れば、いわゆる一皮むけたような大人になった雰囲気です。帰ってきます。残念ながら予算もありまして、毎年、一年目は十六人でしたが、十五名程度しか派遣できませんでした。

今、手帳をなぜ見たかというのと、先般九月四日に羽賀新教育長、そして清野学務課長、そして係長の長内係長、三人でこれからの国際交流について私と副町長のところにお話に来ました。その中で余りにも地元の明中、そして藤中の生徒たちの我が町に対する発信のプレゼンの仕方がうまかったから、何とか都会のシンガポールの学生に、日本でもちょっと田舎ですけれども、ちゃんと農業を営んでいるその生きざま、それを体験させたいということで学校からアクションを起こさせてきました。そのことを私は、毎年毎年こっちから行くんじゃなくて、ことし行ったんだから来年向こうから、再来年はまた向こうと、そういう交互の研修になれば、お互いの国の学校あるいは国のいわゆる国際交流が加味

するだろうということで、ぜひとも進めてくださいということでお話ししたところでございます。

ですから、浅利委員がおっしゃったように、行けなかった子の対応はどうするんだということで、これから真剣に取り組むというところでございます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

七十七ページ、さっき聞き逃しまして、もう一点で終わります。二・七倍と、売り場面積ね。通路を除いて本当のあの陳列している売り場、前の食彩館との対比はわかります。ただ、通路だけが広いという、全体で二・七倍ですけども、売り場の展示している今の建物と前の売り場の、というのをなぜ聞いたかといえ、ただ通路だけが広がって、売り場は何も広がっていないと、そういう声がたくさん出ています。その辺、あの売り場はどのぐらい広がったんですか、前の建物と今の売り場と。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

済みません。全体では二・七倍と今確認しましたが、本当の今おっしゃった売り場だけで純粋にといいますと、ちょっと把握しておりません。（「ちょっと調べてけねな」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

同じことなんです。売り場面積は二・七倍、そういうふうになっているはずなんです。でも、商品陳列面積といいますか、前のあの人に言わせれば箱がよくないんだというふうに言っていた人もあったけれども、商品陳列スペース面積というか、それが実際、私は二倍ほどになったのかなと思っているけれども、ほとんど変わっていないというふうに生産者が言っているんですよ。ですから、検証をしていただきたいと。商品陳列面積ですよ。それは売り場の全体の面積じゃないですか。（「言っていることはわかるけれども」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま売り場そのものの面積を把握してくださいというお話でございました。結局、前の食彩ときわ館の時代はそれこそご存じのとおり箱方式ということで、一人一個の箱を与えられていたわけであります。今現在の売り方というのは、品物ごとに置いておるわけでございます。さらに、一つの下の方でなくて段をつけてそれにも陳列してございます。そういった違いをご理解していただいた上で、いわゆる今会期中の中でしっかりとお示ししたいと思っておりますので、少し時間をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

わかりました。期待しております。なぜそういうことを質問したかといいますと、そういう声が多いんです。三倍になった、なったと言いながら、食彩館に物を持ってきても前に置けないと。ヤードというんだか、裏のそこに置いてくると。誰でも持ってきたものをすぐ並べたいのが生産者だと思います。だから、私も今聞いているんです。ただ通路だ

けが広がった感じしか受けませんという声が多数ありますので、その辺、対処するようによろしくお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまバックヤードのお話が出ましたけれども、基本的に持ってきていただいた野菜につきましては、職員が並べる方式を現在とってございます。ですので、朝早く持ってきた方については一部並べさせているものもありますけれども、基本的にはバックヤードに置いていただいておりますので、そういった方式そのものも前とは少し違うということもご理解をいただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

もう食彩館に関しては置いてほしいと思います。さまざまな問題もありますので、先ほどの百四十三ページの中学生の海外派遣ですけれども、今、先ほど教育委員会学務課のほうから町長へ申し合わせといいますか、シンガポールの子供たちもぜひとも呼んでもらいたいという要望があったと思うんですけれども、環境も地域性もありますけれども、果たして安易にですよ。シンガポールの子供たちに、現場も含めてですよ、おいでくださいと。招待という感じに受けとめられる可能性もあり得ますので、その辺のところは十分注意して、仮にいらっしゃいませとしてでも、招待と勘違いしてただで行けるものだなという認識もありますので、その辺のところは十分気をつけてください。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

まさしく相馬議員がおっしゃったことを、この間九月四日、学務課、教育長にお話しさせていただきました。例えば興味を示していて、リサーチする多少の予算はかかってでも、いざ来年の秋にリンゴもぎのときに、例えば十人であろうが十五人であろうが、我が町を訪問する際は向こうの現地の旅費、公費だよというお話はしっかり伝えておきましたので、ご心配なさらず。

ただ、リサーチする委託料は何か発生するみたいでございませう。というのは、向こうのいわゆるプロポーザルみたいな形でのそういう専門家が実際こっちに来て、どういうところを見させてどういう研修内容にするか、そういうリサーチは発生するみたいでございませうので、ただ、いざ来年の秋でも来る際には旅費はシンガポールの学校の自己負担あるいは生徒の自己負担ということになると、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

その時点では、こっちへ来た以上は日本の文化、そしてまた、青森、そしてまた、この町内という文化がありますので、これを機会に青森からもシンガポールへ行く一般の方々もおります。やっぱりグローバル化した教育もこれから十分大事だと思っておりますので、その辺のところは教育委員会でももし外国の子供たちが来るようになれば、補正を組んでも、余り多額ではだめですけれども、百万円、二百万円の補正は組んでもグローバル化した子供たちの育成をよろしく願います。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

では、私のほうから。ページ数は百十一ページ、清掃総務費でございます。その中で委託料とあるんですけども、これはごみ収集運搬業務委託料三千二百四十一万円ほどになっているんですけども、藤崎の場合は清掃施設組合じゃなくて業者に委託しているというようなことなんですけれども、その内訳といいますか、内訳の中に町内でごみ上げだとか泥上げだとかをしたときのその運搬も入っているんじゃないかと担当課から指摘というか、受けまして、ごみ収集運搬業務委託料三千二百四十一万円の内容を説明していただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。この収集業務につきましては、津軽衛生公社様との契約に基づきまして実施しております。ご質問のありました生活排水の汚泥の収集業務のほうでございますけれども、町のほうといたしましては七月一日後の広報によりましてその日に回覧板方式で町民周知を図っております。七月二十四日、二十五日、二十六日の三日間でその汚泥収集を実施いたしました。その費用でございますが、委託契約に基づきまして十万八千円でございます。そのほかですけれども、汚泥ですので埋め立て処分が必要となります。埋め立て処分のほうにつきましては、百十一ページのその上のほうに手数料というふうに六百五十二万円の支出がありますが、その中におきまして埋め立て処分手数料ということで八万二千円程度で、合わせまして十九万円程度の処分費用がかかっております。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

工藤委員。

○工藤健一委員

百二十九ページの若者移住すまいづくり補助金一千五百万円の内訳をお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。若者移住すまいづくり補助金としまして、二十一件の申請がありました。内訳は土地プラス住宅、これは八十万円ですけれども、これが十五件。住宅のみ、これが五十万円ですけれども、六件でございます。以上です。

○委員長（吉村忠男君）

工藤委員。

○工藤健一委員

これは町長の肝いりの事業で始まったんですけれども、まずことしもまた成功していると思いますので、まず成功していると思いますけれども、これからもずっと続けていきたい気持ちはありますか。

○委員長（吉村忠男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

平成二十九年、平成三十年、令和元年と三年目だよ。確かに若者のいわゆる子育て世代が町にしっかり土地を購入して、あるいは家を建ててしっかり住み着いてくれるというのは数字に出ています。去年一年間を振り返ると、一月から十二月までの十二カ月のうち、人口増が七カ月、人口減が五カ月、トータルすると十一名の人口減というのが去年の数字でデータ的に出ています。これに限らず、例えばアパート補助あるいは医療費の無料化あるいは教育環境の、私は例えば学校の三小学校、二中学校の教育水準、教育環境、これがいいからこの若い世代の人たちが入ってくるというこ

とで、財政が許せば五年、十年とずっと続けていきたいです。

ただ、これに限らず年度初めの四月一日にここ三年前から毎年四億六千万円あるいは五億円近く、貯金を崩して一般会計を予算査定しているということも現状で皆さんに知らしめて、再度、事業全般を見直せということでは指示を出しているところでもございます。数字に出て顕著に若い人たちの人口がふえているので、私としては継続していきたいと、そういう考え方でおりますが、あとは財政をどうにらんで優先順位をつけるかというのは、もうちょっと時間をかけて検討していきたいと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

工藤委員。

○工藤健一委員

町長は今、財政が許せばと言いましたけれども、財政もなかなか厳しいと思いますけれども、移住してくればとても固定資産税もふえますので、これからも私の希望としては続けていけたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何か終わろうという声が聞こえてきましたですけれども。

先ほどお聞きしましたいわゆる全体のごみ収集を津軽衛生公社に委託している分と、あと十八万円ほど委託をして生活排水の泥上げだとかごみ上げをしたものを運搬しているんだということです。それで、実はまちづくり座談会というものに私もずーむ館でやったとき出席いたしまして、そのときは銅屋森だと思いましたが、その女性の方、意を決したようにして、いわゆる町内会の小さ目の排水路というか、そういうのが泥で八月になるとにおいがして、子供が

来たがらないんだというようなお話をしていたのを、ちょっと町長もいましたので記憶があるんだと思います。

それで、私がお聞きしたいのは、確かに町内会の生活雑排水が行くような小さめの水路だとか、これに町では機械を貸すんだとか、石灰をやるからとか、上げたものは運搬するんだとかという助成はしているんですけども、その女性が求めていたことは、その参加者が求めていたことというのは、つまり生活環境をよくしていくためには生活排水路、小さ目のそういうものをきちんと整備していく必要もあるんじゃないかということ、整備とともに清掃ですね、これを町内会やこの順番を、ローテーションを決めて、要望の強いところから常盤一地区、藤崎のほう一地区とか、ローテーションを決めてその排水路というか、そういうものを清掃していったらどうでしょうという提案がされていたんですけども、その辺、今までの取り組みとはまた違ったものになると思うんですけども、そういう生活排水路の整備、清掃というものについての取り組みについて、町長もいたと思いますので町長にお聞きいたします。この数字にはあらわれていないんですけども、その辺、どういうふうに計画していくのかということについてお聞きします。

○委員長（吉村忠男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

決算議会で前年度使った予算についての審議でございます。ただ、委員長が私を指名したので答えるということでございますので、答えたいと思います。実は、その女性の方は自分の子供が小さいときにおいがするから、いまだかつて都会に行ったら帰ってこないという意味でお話ししたのがスタートからです。最後は、究極は自分のところの除雪のことでちょっとお話しして、そのとき答えたことは、町内会でやることあるいは行政でやること、全てごちゃごちゃにしたら、なかなか財政も行き詰まってしまうだろうと。町内会でできる範囲のものは町内会でやって、行政が例えば泥を回収する作業をするとか、そういうお話をさせていただきました。ただ、町内会でふたを上げる、大きな側溝とかは、

これは町内会でなかなかできないだろうということで、輪番制をもって行政で対処するしかないんじゃないかと、そういうようなお話をさせていただいたところでございます。

全部担当の者、もちろん環境でいけば住民課、あるいは水路の整備であれば建設課とか農政課が絡みますけれども、どういうふうな形でやったら一番経費がかからず、住民が快適に暮らせるかということは検討させております。以上であります。（「質疑なし」の声あり）

○委員長（吉村忠男君）

これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

ご異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

平成三十年度の決算認定に賛成できないということでもあります。詳しくは本会議で述べたいと思いますが、平成三十年度の歳出総額八十五億円余の決算、全体としては町民の福祉や暮らし、教育に資するものであります。しかしながら、次の点で賛成、賛同できません。

一つは、原子力施設立地対策助成金二千百万円ほど、歳入としてあり、原子力施設助成金に依存しない財政運営こそ求めていくべきだということ。

それから二つ目は、マイナンバーカードシステム整備一千万円ほどを継続していることに賛成できません。

三つ目は、食彩テラスの指導、指定管理料といえますか、一千八百八十万円ほどを支出しているが、さらなる経営改善に努めてほしいというような意味から、本決算認定に賛成できません。

○委員長（吉村忠男君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。奈良委員。

○奈良完治委員

詳しくは本会議の席で発言したいと思いますが、きょうは、平成三十九年度藤崎一般会計決算は、歳入決算額が八十六億六千六百六十二万円余り、歳出決算額が八十五億一千七百七万円余り、歳入歳出差引額は一億五千五十五万円余り、決算剰余金は一億三千九百五十六万円余り、一億円を財政調整基金として積み立てし、残りの三千九百五十六万円を令和元年度に繰り越したものであります。立派です。

また、各委員の質問に対する各担当課長の答弁も明確、明瞭であり、本決算は正当性があるものと認識されるべきであります。

よって、平成三十九年度藤崎町一般会計決算を承認すべきと思ひ、認定に賛成するものであります。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉村忠男君）

起立多数であります。よって、議案第五十五号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまです。

散 会 午後二時四分
